第18回 東弁人権賞 受賞者インタビュー(3)

外国人差別の問題を広く社会に知らしめ，戦後日本の外国人の人権保障の前進に貢献

龍谷大学教授 田中 宏さん

40年以上にわたり，在日アジア人をはじめとする外国人の人権問題の第一人者として活躍。日本における外国人の人権を獲得するための運動の先頭に立ち，朝鮮人被爆者支援，外国籍のままでの弁護士資格の取得，外国人学校・民族学校出身生徒の大学入学資格の拡大，ニューカマーの外国人労働者の権利保障など，日本における国籍・民族による差別撤廃に関するさまざまな問題に果敢に取り組み続けている田中宏氏に話を聞いた。（聞き手：田口 明）

<プロフィール>たなか・ひろし

1937年生。東京外国語大学中国学科卒業。一橋大学大学院経済研究科中国近代経済史専攻修士課程修了。アジア学生文化協会勤務，愛知県立大学教授，一橋大学教授を経て，現在は龍谷大学経済学部教授。一橋大学名誉教授。

40年以上にわたり，在日アジア人をはじめとする外国人の人権の問題のオピニオンリーダーの1人として，多数の著作により，当初はごく一部の人たちにしか関心が持たれていなかった日本社会における外国人差別という根深い問題を広く社会に知らしめるとともに，日本における外国人の人権を獲得するための運動の最先頭に立ち，戦後日本の外国人の人権保障の前進に貢献してきた。著書に『在日外国人 新版』（岩波新書）など。

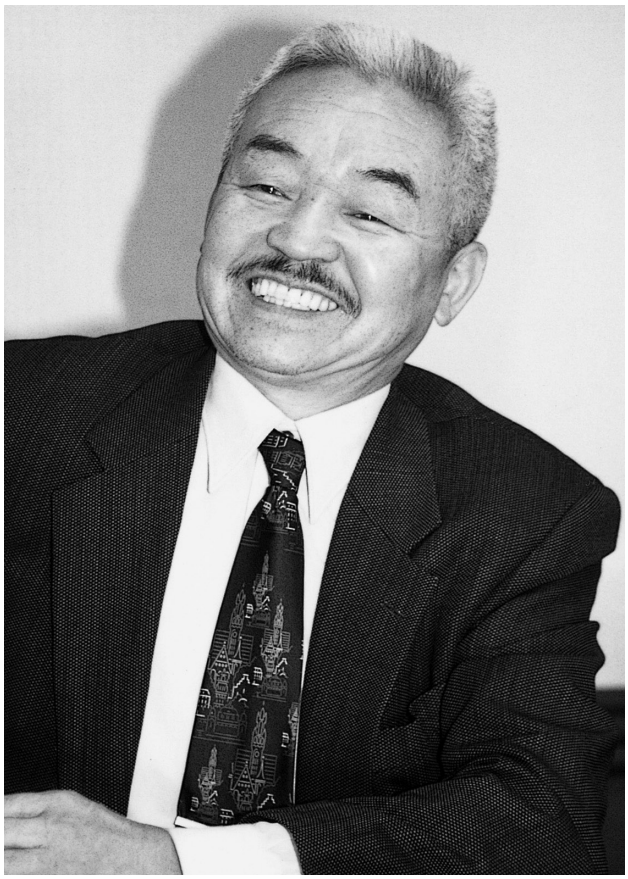

――民族差別・国籍差別の問題に取り組んでこられたきっかけは何だったのですか。

大学を出て最初に就いたのが，アジア人留学生の民間世話団体の仕事でした。その現場で，具体的な事例を通じていろいろな経験をしたのがはじまりです。

当時，アジア人留学生に同行して入管の窓口に行くと，何か疑われているような，つっけんどんな対応で，欧米人留学生に対する態度とは明らかに違う。また，東南アジアからの留学生で，漢字の名前を持つ華人系学生の間では，名前はローマ字かカタカナで書いた方がいいと申し伝えられていた。なぜかというと，漢字で書くと在日の朝鮮人や中国人と間違われ，不愉快な思いをするからというんです。

――留学生の問題から，さらに在日朝鮮人の問題にかかわるようになったのはどのような経緯からですか。

ある留学生の在留問題の中で，朝鮮人被爆者の事件の相談を受けたのが契機となりました。

広島で被爆した方が，戦後韓国に帰国しましたが，日本で治療を受けたいと密入国したが捕まって刑務所に入っていた。支援者たちの願いは，何としても日本できちんと治療を受けさせたい，ということでした。

詳しい経過は省きますが，とにかく密入国した人に「日本での在留と治療を」と主張するわけですから，そう簡単な話ではありません。なぜ，朝鮮人の方が広島で被爆したのかを説明しなければならない，そうなれば日本の朝鮮に対する植民地支配に向きあわざるを得ないこととなります。それで，朝鮮人差別の問題をいろいろと勉強するようになりました。

――この事件の結末はどうなりましたか。

「治療」と「在留」の2つが課題だったのですが，被爆者健康手帳を求める裁判（1971年提訴）は，一審，二審，最高裁とも全部勝訴しました。私がかかわった裁判で唯一です（笑）。

被爆者に関する法律には，国籍による制限がありません。そうすると，被爆者だという事実認定があれば排除する理屈がない。国側とすれば，密入国はけしからんということでしょうが，結局，最高裁は在留できるかどうかの問題と被爆者として手帳がもらえるかどうかは別個の問題として，手帳の交付を認めなかった処分を取り消しました。この方は手帳をもらい，この最高裁判決が力となって，「在留」の方も法務大臣が在留特別許可を与えました。私にとって忘れられない事件のひとつです。

――他に印象に残る事件はありますか。

司法試験合格者の司法研修所入所問題も忘れられない事件です。

事件は，親しくしていたシンガポール人留学生からの相談で，早稲田大学で一緒だった在日朝鮮人の後輩が司法試験に合格したけれど，帰化せずに弁護士になれないかというのです。従来，外国人の合格者は帰化して修習生になっていたのです。健康診断の通知が届かないので，問題を社会化するしかなくなった。

まず，弁護士の方に協力して，最高裁に数次にわたって意見書を出しました。最高裁判所の「司法修習生採用選考要項」に，欠格事由として「日本国籍を有しない者」とあるのですが，司法試験は外国人でも受験でき，弁護士法でも外国人は排除されていないのに，その中間の修習生には日本国籍が必要だというのは，いかにも奇妙なことです。



その他に，アメリカの連邦最高裁の判例を調べたり，弁護士の方，当人と一緒に最高裁にも行きました。

――結局，最高裁はその人を修習生に採用したということですか。

その年に採用されました。「憲法の番人」といわれる最高裁が，いわば前言を翻したのです。この事件は，国籍による差別や排除というものが，どれほどいいかげんで，根拠なく行なわれてきたかを証明してくれたものといえます。

翌1977年以降，司法修習生採用選考要項の欠格事由の「日本国籍を有しない者」の後に，カッコ書きで「最高裁判所が相当と認めた者を除く」という文言が付け加えられました。

――在日朝鮮人を中心とするオールドカマーの他に，ニューカマーと呼ばれる新しい外国人の問題等についてはどうですか。

外国人の緊急医療の問題などありますが，日系人の子どもの教育問題も放置できません。ブラジル学校ができていますが，何の公的支援もありません。

日本が豊かになって，貧しい国からたくさん外国人が来て，犯罪が増えて困ったもんだ，というのが大方の見方なんですが，すごく一面的です。少子高齢化ひとつとっても，外国人の力を借りないと日本社会が回らなくなっていることを前提に，政策なり，問題を捉えていくことが必要です。

――今後，民族差別・国籍差別をなくしていくための法整備としては，どのようなことが必要でしょうか。

「非差別原則」あるいは「平等原則」をうたう外国人基本法が必要です。原則的に外国人はダメ，例外的に門戸開放をはかる，というのではなく，原則は平等で，外国人を排除できるのは，そこに厳密な意味での合理性があり，しかもそれが法に定められている場合に限るべきです。

いずれにしても，オールドカマーに加えてニューカマーを迎えつつある日本は，従来からの政策なり，人びとの意識を転換することが求められているといえます。